

相模原市監査委員公表第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年7月7日に実施した市立小・中学校の監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年8月9日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

1 監査対象事務

現金等の管理について

2 監査の日程

平成29年4月27日から7月7日まで

3 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 平成29年7月25日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>現金等の管理について調査したところ、学校教育研究事業の財務事務において、次のような不適正な事例が見られた。</p> <p>ア 鶴園小学校において、平成28年6月に市から受領した委託料及び同年7月から12月までに執行した講師謝礼等について、収入書及び予算執行票を作成することなく現金出納を行い、平成29年1月にこれらの財務書類を作成し決裁処理を行っていた。</p> <p>イ 弥栄中学校において、平成28年7月及び8月に執行した消耗品費等について、予算執行票を作成することなく現金出納を行い、平成28年12月以降にこれらの財務書類を作成し決裁処理を行っていた。</p> <p>現金等の管理及び執行について、相模原市学校財務事務取扱要領(平成2年4月1日施行。以下「財務要領」という。)では、現金等は学校長の責任にお</p>	<p>平成29年4月27日から7月7日にかけて実施された監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>学校教育研究事業関係職員及び管理職により、平成29年7月21日に「相模原市学校財務事務取扱要領」と「学校教育研究事業研究報告書等作成の手引き」を基に、現金等の適正管理と予算執行に係る研修を実施いたしました。</p> <p>さらに、収支予算書を基に予算の執行時期を明示した「予算執行予定表」を作成し、担当者及び管理職が年間の予算執行時期を共有し、管理職は予算執行票等の作成の有無について、毎月確認を行うよう事務処理体制を改めました。</p> <p>今後につきましては、「相模原市学校財務事務取扱要領」等に基づき、組織として適正な現金等の管理及び予算執行に当たってまいります。</p>

いて適正に管理し、常に収支を明確にするための書類を備えておかなければならないとされている。また、財務要領を踏まえ「予算執行時には、予算執行票(支出：支出命令書、収入：収入書)を使用して決裁処理を行い、支出の内容を十分に精査」するよう、学校教育課から市長名で各研究会代表者等に対し、毎年通知が発出されている。

しかしながら、収入及び支出の都度行うべき財務書類の作成をすることなく現金の出納を行ったことは、不適正な事務処理であり遺憾と言わざるを得ない。

今後、現金等の管理に当たっては、財務要領等に基づき予算執行に伴う手続を適切に行うとともに、事務処理体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【鶴園小学校・弥栄中学校】

【鶴園小学校】

現金等を取り扱う職員及び管理職職員により、平成29年7月20日に「相模原市学校財務事務取扱要領」を基に、現金等管理と予算執行方法について研修を行いました。

今年度は学校教育研究事業の委託は受けておりませんが、今後、学校教育研究事業に限らず、現金等の管理及び執行する際には、管理職が予算執行時期の把握に努め、組織的に現金管理等を実施するよう事務処理体制を改めてまいります。

今後につきましては、「相模原市学校財務事務取扱要領」等に基づき、適正な現金等の管理及び予算執行に当たってまいります。

【弥栄中学校】